

梅の園訪問看護居宅介護支援センター 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団和風会が開設する梅の園訪問看護居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 一 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 二 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 三 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 梅の園訪問看護居宅介護支援センター
- 二 所在地 東京都青梅市長淵6丁目483番地の4 ダイユーマンション1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 3名以上（非常勤職員含む）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 三 事務職員 2名（非常勤職員含む）
事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日、開設記念日10月31日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし24時間連絡の出来る体制を整えている。

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。料金については別紙参照

- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
課題の分析について使用する課題分析票は事業所で作成したアセスメント用紙等を用いる。
- 二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況（以下「モニタリング」）を把握するとともに、少なくとも月1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、月に1回モニタリングの結果を記録する。
- 三 介護支援専門員は、必要時、サービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、青梅市（御岳山を除く）、羽村市、あきる野市、福生市、瑞穂町とする。

（その他運営についての留意事項）

第8条

- 一 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るために、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 週1回
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団和風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第9条 虐待の防止の為の措置に関する事項

利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を選定し、従業員に対し虐待防止の啓発及び普及の研修を実施し、虐待が疑われる場面に遭遇した場合には必要な措置を講じる。

第10条 ハラスメントに関する事項

ハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつハラスメント対策に取り組む

第11条 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施及び早期に再開するための計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

第12条 感染症に関する事項

感染症の予防及び蔓延防止の為の措置を講じる。

第13条 緊急時及び事故発生時の対応

緊急時及び事故発生した場合に備え、緊急連絡体制を整え必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年10月 1日一部改訂・施行

平成27年 5月 1日一部改訂・施行

平成20年10月 1日一部改訂・施行

平成27年 8月 1日一部改訂・施行

平成21年 3月 16日一部改訂・施行

平成30年 10月 1日一部改訂・施行

平成21年 4月 1日一部改訂・施行

令和3年 4月 1日一部改訂・施行

平成21年 5月 1日一部改訂・施行

平成21年 10月 10日一部改訂・施行

平成22年 1月 1日一部改訂・施行

平成22年 4月 21日一部改訂・施行

平成22年 9月 12日一部改訂・施行

平成23年 6月 13日一部改訂・施行

平成23年 7月 16日一部改訂・施行

平成23年 8月 1日一部改訂・施行

平成24年 4月 1日一部改訂・施行

平成24年 10月 22日一部改訂・施行

平成25年 2月 1日一部改訂・施行

平成25年 3月 1日一部改訂・施行

平成25年 5月 1日一部改訂・施行

平成25年 7月 1日一部改訂・施行

平成26年 5月 1日一部改訂・施行

平成26年 11月 25日一部改訂・施行

平成26年 12月 1日一部改訂・施行

平成27年 2月 1日一部改訂・施行